

山陽小野田市農業委員会

第14回

総会議事録

1. 開催日時 令和6年8月9日午後1時30分から午後2時02分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

| | | |
|---------|-----|---------|
| 会 長 | 1 | 田 尾 光 一 |
| 会長職務代理者 | 1 4 | 五十嵐 奨 |
| 委 員 | 2 | 二 井 一 夫 |
| | 3 | 藤 井 豊 |
| | 5 | 田 中 覺 |
| | 6 | 相 本 まゆみ |
| | 7 | 中 島 由紀子 |
| | 8 | 緒 方 始 |
| | 9 | 藤 田 勲 |
| | 1 0 | 池 田 直 美 |
| | 1 1 | 辻 村 勝 好 |
| | 1 2 | 村 上 雅 彦 |
| | 1 3 | 國 吉 彰 |

4. 欠席委員 4 森 田 祐 三

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第 58号 農地法第3条 権利の移動

議案第 59号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

報告第 23号 農地法第5条第1項ただし書きの規定による届出について

報告第 24号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 60号 農用地利用集積計画について

議案第 61号 農用地利用集積等促進計画(配分)の案について

6. 農業委員会事務局職員

事務局次長 藤 上 尚 美

事務局参事 幡 生 隆太郎

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第 14 回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- (起立、礼、着席)
- 本日の欠席委員は森田委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名は 12 番村上委員と 13 番國吉委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第 58 号、「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を上程します。
- 事務局の説明を求めます。
- 参事 今月の農地法第 3 条の許可申請は 1 件です。
- 議案第 58 号番号 42 について議案書をもとに説明いたします。
- 2 ページをご覧ください。
- 申請地は、 から■へ■ k m に位置する農用地区域内農地です。
- 申請内容は下表のとおりです。
- 公図は 3 ページをご覧ください。
- 本件は農地法第 3 条第 2 項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 9 番 現地の報告をさせていただきます。
- 現地の位置につきましては事務局から説明がありましたので、省略させていただきます。
- 8 月 5 日に事務局 2 名と國吉委員、私の 4 名で現地の確認をさせていただきました。
- 周辺の状況は、水田が広がっていました。
- 申請地の状況は、保全管理中でした。
- 東側に道路、西と南側に田、北側には譲受人の田と畑がありました。
- 譲渡人は、農地の維持管理が困難なため、譲渡することです。
- 譲受人は、4.3ha を耕作中で経営規模を拡大するために、譲り受けるそうです。
- 以上の事から特に問題ないと思います。
- これで現地報告を終わります。
- 議長 何か質問はありませんか。

(質問なし)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 58 号番号 42 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に議案第 59 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

参事

今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件です。

議案第 59 号番号 64 について議案書をもとに説明いたします。

6 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■へ■■■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 7 ページ、土地利用図は 8 から 10 ページまでをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

現地の位置につきましては、事務局から説明がありましたので省略させていただきます。

周辺の状況は、北側、南側、西側は住宅が建っており、東側は市道になっています。

申請地の状況は、果樹等が植えられており、ある程度管理された状態でした。

雨水処理に関しては、道路側溝へ流します。

汚水に関しては、公共下水に接続します。

埋立は 20 cm 程度で、整地も行います。

申請地への進入路の位置は、東側の市道からです。

図面上で黄色に着色されている一体利用地と記載されている部分には現在、家が建っておりますが、これを取り壊して駐車場兼進入路として利用するとのことでした。

境界につきましては、ブロック塀と境界杭で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(質問なし)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 59 号番号 64 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 65 について事務局の説明を求めます。

参事

議案第 59 号番号 65 について議案書をもとに説明いたします。

11 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■へ■■ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 12 ページ、土地利用図は 13 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

1 3 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、既に太陽光発電施設が建っており、周りは草地となっていました。

申請地も草地となっています。

雨水処理に関しては、北側の農業用排水路に排水します。

汚水に関しては発生しません。

埋立は行いません。

申請地への進入路の位置は、図面南側の道路からとなります。

境界につきましては、境界杭等で確認しています。

以上の事から特に問題ないと思えます。

現地調査報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。

(質問なし)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 59 号番号 65 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 66 について事務局の説明を求めます。

参事

議案第 59 号番号 66 について議案書をもとに説明いたします。

14 ページをご覧ください。

申請地は、■■■■から■■へ■■ k m に位置する都市計画法に定められ

た用途地域内の第3種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は15ページ、土地利用図は16ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
9番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
周辺の状況は、田や畑が広がっています。
申請地の状況は、保全管理中でした。
北側には道路、南側には果樹等が栽培されている畑、東西には少し草が生えていましたが、畑地がありました。
雨水処理に関しては自然流下です。
污水に関しては発生しません。
申請地への進入路の位置は図面北側からです。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界については畦畔等で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
(質問なし)
無いようでしたらこれより採決に入ります。
議案第59号番号66に賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)

参事

全員賛成により原案どおり承認することといたします。
次に番号67について事務局の説明を求めます。
議案第59号番号67について、議案書をもとに説明いたします。
17ページをご覧ください。
申請地は、 から■へ■k mに位置する都市計画法に定められた用途地域内の第3種農地です。
申請内容は、下表のとおりです。
公図は18ページ、土地利用図は19ページをご覧ください。
本件は、「第3種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長
9番

次に現地調査報告をお願いします。
現地の報告をさせていただきます。
申請地の状況は、保全管理中で、北側と東側には田、南側と西側は道

路となっていました。

雨水処理に関しては自然流下です。

汚水に関しては発生しません。

申請地への進入路の位置は、図面西側の公共の道路からです。

周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。

境界に関しては、既設構造物で確認できています。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(質問なし)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 59 号番号 67 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 68 について事務局の説明を求めます。

参事 議案第 59 号番号 68 について議案書をもとに説明いたします。

20 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ k m に位置する第 1 種農地です。

申請内容は、下表のとおりです。

公図は 21 ページ、土地利用図は 22 ページから 24 ページまでをご覧ください。

本件は、第 1 種農地を対象とした事案ですが、住宅（その他申請に係る土地の周辺地域において居住する者の日常生活又は業務上必要な施設）で、集落に接続して設置されるものであり、代替性もないことから、農地法施行規則第 33 条第 4 項に該当し、許可の対象となるものです。

ご審議のほどお願いします。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

9 番 現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、国道 号線と 方面に向かう県道との交差点周辺の田や住宅が混在した場所でした。

北側には、譲渡人の田、南側は県道 号線、西側が国道 号線、東側が住宅となっていました。

申請地の状況は、保全管理中の状態でした。

雨水処理に関しては道路側溝へ排水します。

汚水に関しては合併浄化槽で処理します。

申請地への進入路の位置は、図面南側の県道からです。
周辺農地への取水、排水及び進入路の影響はありません。
境界に関しては、境界杭と既設構造物で確認できています。
以上の事から特に問題ないと思います。
報告を終わります。

議長

何か質問はありませんか。
(質問なし)

無いようでしたらこれより採決に入ります。

議案第 59 号番号 68 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 69 は、次の番号 70 と関連しますので、一括して事務局の説明を求めます。

参事

議案第 59 号番号 69 及び番号 70 について議案書をもとに一括して説明いたします。

25 ページをご覧ください。

申請地は、 から へ k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、25 ページ及び 28 ページの下表のとおりです。

公図は 26 ページ及び 29 ページ、土地利用図は 27 ページ及び 30 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長

1 3 番

次に現地調査報告をお願いします。

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況は、1 枚だけ植えてある田がありましたが、それ以外は不作付地でした。

申請地の状況についても、不作付地の状態でした。

雨水処理に関しては、農業用排水路に排水します。

汚水は発生しません。

埋立は行いません。

周辺農地への影響はありません。

境界に関しては、境界杭と畦畔で確認しました。

以上の事から特に問題ないと思います。

続きまして、番号 70 についての報告を行います。

先に報告しました太陽光発電施設設置用の工事用道路となります。

幅員 5 m の道を作り、工事完了後は農地へ復元するとのことです。
申請地の状態は草地となっていました。

雨水処理に関しては、同様に農業用排水路に排水します。
汚水も発生しません。

境界に関しては、境界杭と畦畔で確認できています。
周辺農地への影響はありません。

以上の事から特に問題ないと思います。

報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

(質問なし)

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 59 号番号 69 及び
番号 70 に賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 23 号「農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出に
ついて」について事務局の説明を求めます。

参事 今月の農地法第 5 条第 1 項ただし書きの規定による届出は 1 件です。

報告第 23 号番号 8 について議案書をもとに説明いたします。

32 ページをご覧ください。

届出地は、○○○○○から■へ■k m、農用地区域内農地です。

内容は下表のとおりです。

公図は 33 ページ、土地利用図は 34 ページを御覧ください。

事業終了後、原状回復されます。

議長 何か質問はありませんか。

(質問なし)

無いようでしたら報告第 23 号番号 8 は原案どおり処理いたします。

次に報告第 24 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」
事務局の説明を求めます。

参事 35 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 42 から 54 までの
13 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

(挙手あり)

どうぞ。

1 1 番 一人の耕作者の方から大量に解約が出ていますが、何か事情があるの

でしょうか。

議長 体調不良でしょうか。事務局分かりましたらお願いします。

参事 体調が悪く、耕作の継続が困難とのこと。なお、解約後は農事組
1 1 番 合法法人ねたろうファームが集積を予定しています。

議長 私の自宅の近隣もこの方は作っていらっしゃるのですが、荒れている
ので、どうしたのか心配になり、質問させていただきました。

議長 他にありませんか。
(質問なし)
無いようでしたら報告第 24 号は原案どおり処理いたします。
次に、議案第 60 号「農用地利用集積計画 (案)」について、事務局の
説明を求めます。

参事 38 ページから 42 ページまでを御覧ください。
議案第 60 号「農用地利用集積計画 (案)」について議案書をもとに説
明いたします。
今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画
は、整理番号 79 番から 98 番まで、合計で 20 件、47 筆、54,882 m²で
ございます。

議長 ご審議の程お願いします。
質問はありませんか。
(質問なし)
無いようでしたら採決に入ります。
賛成の方の挙手を求めます。
(全委員挙手)
全員賛成により、議案第 60 号は原案どおり決定することとします。
次に議案第 61 号「農用地利用集積等促進計画 (配分) (案)」を上程し
ます。事務局の説明を求めます。

参事 44 ページ及び 45 ページを御覧ください。
議案第 61 号「農用地利用集積等促進計画 (配分) (案)」について議案
書をもとに説明します。
農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 3 項の規定により、令
和 6 年 8 月 9 日付けで山陽小野田市長から意見を求められている案件
は、整理番号 34 から 50 までの 17 件、35 筆、39,127 m²でございます。

議長 ご審議の程お願いします。
質問はありませんか。
(質問なし)
無いようでしたら採決に入ります。

賛成の方の挙手を求めます。

(全委員挙手)

全員賛成により原案どおり了承することとします。

以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

参事

次回の現地調査は、9月5日(木)9時から、池田委員及び緒方委員でお願いします。

第15回総会は、9月13日(金)13時30分からで、会場は保健センター
集団指導室です。

議長

以上をもちまして第14回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたします。

(起立、礼) お疲れ様でした。

午後2時02分 閉会

令和 年 月 日

山陽小野田市農業委員会

会 長 _____

議事録署名委員

4番委員 _____

議事録署名委員

5番委員 _____